

診療及び診断書等の交付の義務

獣医師法第19条

- 1 診療を業務とする獣医師は、診療を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではない。
- 2 診療し、出産に立ち会い、又は検案をした獣医師は、診断書、出生証明書、死産証明書又は検案書の交付を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではない。

応召の義務を拒む正当な理由とは

法令に根拠を有する場合（例えば農業協同組合の診療行為が農業協同組合法の主旨に基づき定款によりその組合員所有の家畜に限定されているような場合等）、社会通念上妥当と認められる獣医師自身の病気、不在又は治療中のような場合等であり、過去における診療報酬の不払い、軽度の疲労等は正当な理由にはならない。